

## 行橋市における共催及び後援等名義使用に関する許可基準

### (目的)

第1条 この基準は、行橋市（以下「本市」という。）と関わりのある各種行事の共催又は後援（以下「共催等」という。）として、本市の名義使用の申請があった場合において、本市が当該行事の趣旨に賛同し、その開催を支援することが適当であると認めて、その名義使用を許可する範囲その他の必要な基準を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 主催者の一員として行事の企画若しくは運営に参画し、又は当該行事の経費の一部を負担する場合その他当該行事の一部を分担して実施する場合における本市の名義使用を許可することをいう。
- (2) 後援 共催を除く一切の本市の名義使用を許可することをいう。

### (許可基準)

第3条 共催等における本市の名義使用の許可は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準を全て満たすものを対象とするものとする。

- (1) 主催者 次のいずれかに該当するもの
  - ア 国及び地方公共団体
  - イ 国及び地方公共団体が構成員に含まれる団体
  - ウ 学校及び学校の連合体
  - エ 公共組合及び公共的団体等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第157条に規定するものをいう。）
  - オ 公益法人及びこれに準ずる団体（ただし、宗教法人を除く。）
  - カ その他市長等（第5条第1項に規定するものをいう。）が適当と認めた団体で、営利を目的としないもの

(2) 行事内容 次のいずれにも該当するもの

ア 市政の振興若しくは発展、市民福祉の向上又は地域社会の向上若しくは発展に寄与するものであること。

イ 無料で実施されるものであること（ただし、入場料、参加料その他これに類するものを徴する場合で、その額が実費相当額であるとき、又はその収益の全部を寄附するために行われるときは、この限りでない。）。

ウ 主催者の存在が明確であること。

エ 行事が講習会としての性格を有するものにあつては、講習の目的に照らし、その講師が真に適当な者であると認められること。

オ 開催場所においては、公衆衛生及び災害防止について、十分な設備措置が講じられていること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要であると認めるものについては、共催等における本市の名義使用を許可することができる。

(許可しない行事)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する行事は、共催等における本市の名義使用を許可しない。

(1) 公共の利益に反するもの

(2) 営利性又は商業宣伝の意図があるもの

(3) 特定の政党、宗教又は公の選挙の候補者の支持に関係のあるもの

(4) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有するものが行うもの

(5) 個人が主催するもの

(6) 虚偽その他の不正な手段により、前条第1項に規定する要件に違反した主催者が行う行事（ただし、違反した事実の内容が明らかに改善されていると認められる場合は、この限りでない。）

(申請)

第5条 共催等における本市の名義使用について、許可を受けようとする者は、共催

等申請書（様式第1号）に行事計画書、予算書その他の関係資料を添えて、市長（行事が行橋市教育委員会処務規則（平成10年行橋市教育委員会規則第3号）に規定する教育委員会事務局の所掌事務及び地方自治法第180条の2の規定による委任事務に関りがある場合にあっては教育長）（以下「市長等」という。）に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、行事实施日の1月前までに行わなければならない。

（許可）

第6条 市長等は、前条の規定により共催等申請書の提出があった場合は、速やかに内容を審査し、適当であると認めるときは、共催等決定通知書（様式第2号）をもって申請者に通知しなければならない。

2 市長等は、前項に規定する決定においては、条件を付することができる。

（申請内容の変更）

第7条 前条第1項の規定により、共催等における本市の名義使用の許可を受けた者（以下「許可決定者」という。）において、その申請した内容を変更しようとする場合は、速やかに申請内容変更書（様式第3号）をもって市長等に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請については、前条の規定を準用する。ただし、変更した内容が特に軽微であると認めるときは、口頭によることができる。

（許可の取消し）

第8条 市長等は、許可決定者において、虚偽その他の不正な手段により、第3条第1項に規定する要件に違反し、又は第6条第2項に規定する条件に違反する事実があると認めるときは、当該許可を取り消すことができる。

2 市長等は、前項の規定によりその許可を取り消すときは、許可取消通知書（様式第4号）をもって許可決定者に対して通知しなければならない。

（行事報告）

第9条 許可決定者は、その許可に係る行事を終えたときは、速やかに行事終了報告

書（様式第5号）に収支決算報告書を添えて、市長等に提出しなければならない。

附 則

この基準は、公布の日から施行する。